

8-1 課税状況

(1) 課税状況

区分	課		税				控 除				課 税 実 数		免 除	
	一般税率適用		特例税率適用 〔第23条第2項第3号〕		計		酒税法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災 害 減 免 法 〔第7条第1項〕				未 納 税 輸 出 免 税 移 出 数 量 数 量	輸 出 免 税 数 量
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額		
清 酒	28,868	3,085,074	268	21,435	29,136	3,106,510	353	34,555	0	28	28,782	3,071,932	3,025	312
合 成 清 酒	6,466	646,659	-	-	6,466	646,659	184	16,776	-	-	6,283	629,883	144	30
連 続 式 蒸 留 焼 酎	148,980	35,714,069	2,657	212,580	151,637	35,926,649	3,683	966,527	0	52	147,953	34,960,071	2,943	37
単 式 蒸 留 焼 酎	9,998	2,438,817	703	56,193	10,701	2,495,010	160	37,711	-	-	10,541	2,457,298	489	20
み り ん	39,018	780,367	-	-	39,018	780,367	1,193	23,858	0	0	37,824	756,508	596	205
ビ ー ル	365,762	73,060,168			365,762	73,060,168	15,058	3,011,882	-	-	350,703	70,048,280	17,626	1,300
果 実 酒	67,779	6,007,125	2,385	188,890	70,164	6,196,016	9,916	884,992	0	6	60,250	5,311,019	8,552	196
甘 味 果 実 酒	527	73,156	671	53,620	1,198	126,776	135	12,369	-	-	1,062	114,406	180	9
ウ イ ス キ ー	43,376	16,281,461	7,843	627,462	51,219	16,908,922	137	45,762	-	-	51,084	16,863,160	66,655	4,058
ブ ラ ン デ ー	755	293,910	-	-	755	293,910	1	554	-	-	753	293,355	85	9
原 料 用 アル コ ー ル	84	44,667	-	-	84	44,667	0	11	-	-	84	44,656	71,779	-
発 泡 酒	63,939	8,644,926			63,939	8,644,926	276	48,632	-	-	63,661	8,596,293	8,066	18
そ の 他 の 醸 造 酒	74	8,949	31,952	3,449,915	32,026	3,458,864	134	14,546	-	-	31,891	3,444,319	-	17
ス ピ リ ッ ツ	13,873	1,833,272	212,912	17,033,003	226,786	18,866,275	5,030	438,426	0	11	221,754	18,427,835	141,159	846
リ キ ュ ー ル	12,643	1,852,300	380,743	38,145,828	393,386	39,998,128	9,323	912,364	0	23	384,062	39,085,736	79,061	954
粉 末 酒 ・ 雑 酒	1	118	-	-	1	118	-	-	-	-	1	118	-	1
合 計	802,140	150,765,040	640,137	59,788,924	1,442,287	210,553,963	45,586	6,448,972	1	121	1,396,697	204,104,867	400,357	8,014

調査対象等：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、令和4年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。
 用語の説明：未納税移出とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、輸出免税とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。
 (注) 1 「特例税率適用(第23条第2項第3号)」欄は、各品目(ビール及び発泡酒を除く。)でその他の発泡性酒類(発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの)になるものを示す。
 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。
 3 税関分は含まない。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	清 酒		合成清酒		焼 酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円
平成 29 年度	33,545	3,867,434	9,648	963,843	162,271	38,389,021	498,395	109,571,586	677,350	70,247,451	1,381,218	223,039,337
平成 30 年度	33,967	3,924,846	10,588	998,717	172,829	40,838,320	461,003	101,317,030	824,217	82,454,791	1,502,602	229,533,709
令和元年度	31,865	3,689,396	9,357	936,341	169,101	39,738,122	446,043	98,017,325	821,599	82,462,573	1,477,966	224,843,748
令和 2 年度	29,643	3,287,343	7,007	701,712	164,294	38,873,385	321,633	67,420,131	846,321	87,946,115	1,368,896	198,228,687
令和 3 年度	28,782	3,071,932	6,283	629,883	158,494	37,417,369	350,703	70,048,280	852,426	92,937,405	1,396,697	204,104,867

(注) 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 都道府県別課税状況

県名	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりりん		ビール		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
千葉県計	kℓ 18,330	千円 1,972,850	kℓ X	千円 X	kℓ 121,715	千円 28,905,999	kℓ 7,676	千円 1,754,621	kℓ 37,242	千円 744,854	kℓ 129,489	千円 25,889,481	千葉県計
東京都計	1,289	125,225	X	X	X	X	245	50,038	X	X	40,472	8,071,437	東京都計
神奈川県計	870	76,441	X	X	X	X	75	17,422	X	X	179,745	35,914,302	神奈川県計
山梨県計	8,293	897,416	X	X	X	X	2,545	635,217	X	X	997	173,060	山梨県計
総計	28,782	3,071,932	6,283	629,883	147,953	34,960,071	10,541	2,457,298	37,824	756,508	350,703	70,048,280	総計

県名	果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
千葉県計	kℓ 1,091	千円 94,133	kℓ 235	千円 21,450	kℓ 42,191	千円 13,646,454	kℓ 577	千円 221,846	kℓ X	千円 X	kℓ 5,908	千円 792,282	千葉県計
東京都計	57	3,748	X	X	X	X	0	7	X	X	246	46,883	東京都計
神奈川県計	42,216	3,783,862	X	X	X	X	143	58,682	X	X	57,415	7,741,396	神奈川県計
山梨県計	16,886	1,429,276	246	27,507	8,544	3,188,811	33	12,820	X	X	92	15,732	山梨県計
総計	60,250	5,311,019	1,062	114,406	51,084	16,863,160	753	293,355	84	44,656	63,661	8,596,293	総計

県名	その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒・雑酒		合計		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
千葉県計	kℓ 1,058	千円 114,771	kℓ 167,782	千円 14,002,337	kℓ 124,759	千円 12,168,726	kℓ -	千円 -	kℓ 664,288	千円 100,983,632	千葉県計
東京都計	19	2,422	50,203	4,019,645	101,703	10,526,363	1	118	194,272	22,848,248	東京都計
神奈川県計	30,771	3,323,310	3,717	383,262	156,871	16,247,640	-	-	499,209	73,715,569	神奈川県計
山梨県計	43	3,816	52	22,591	729	143,007	-	-	38,928	6,557,418	山梨県計
総計	31,891	3,444,319	221,754	18,427,835	384,062	39,085,736	1	118	1,396,697	204,104,867	総計

8-2 製成数量

(1) 製成数量

区分	製成数量等					計 〔①+②+ ③-④〕	手持数量 〔令和4年3月 31日現在〕
	製成 ①	アルコール 等混和 ②	焼酎の品目別 アルコール分 等変更 ③	用途変更等 ④			
清酒	kℓ (13,980)	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ (13,699)	kℓ (9,132)
	14,386	2		497	13,886	10,451	
合成清酒	(4,135)				(4,049)	(68)	
	6,532	-		133	6,399	103	
連続式蒸留焼酎	172,253	-	6,647	25,922	152,977	7,481	
単式蒸留焼酎	1,466	0	8,440	7,913	1,993	2,063	
みりん	57,332	-		21,504	35,829	3,458	
ビール	356,669	-		5,349	351,320	11,200	
果実酒	81,312	3		42,254	39,059	17,382	
甘味果実酒	1,175	0		345	827	451	
ウイスキー	97,475	-		17,362	80,112	7,248	
ブランデー	945	9		174	779	208	
発泡酒	183,455	-		155,613	27,839	9,866	
その他の醸造酒	30,882	-		455	30,427	174	
原料用アルコール ・スピリッツ	303,402	0		77,448	225,954	9,755	
リキュール	441,121	4		46,349	394,775	12,686	
粉末酒・雑酒	0	-		-	0	-	
合計	1,748,408	17	15,087	401,330	1,362,182	92,541	

調査期間等：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

- (注) 1 犯則分は含まない。
 2 括弧書きはアルコール分20度に換算した数量を示す。
 3 ウイスキー及びブランデーはアルコール分40度分に、原料用アルコール及びスピリッツはアルコール分100度分にそれぞれ換算したものである。

(2) 製成数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	連 続 式 蒸 留 焼 酎	単 式 蒸 留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウ イ ス キ ー ・ ブ ラ ン デ ー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原 料 用 ア ル コ ー ル ・ ス ビ リ ッ ツ	リ キ ュ ー ル	粉 末 酒 ・ 雑 酒	合 計
平 成 29 年 度	17,244	9,870	157,275	1,962	41,977	475,284	51,913	69,795	64,085	60,912	121,005	296,175	0	1,367,501
平 成 30 年 度	17,223	10,943	164,970	1,993	37,070	455,374	48,734	55,767	46,292	48,554	150,177	371,953	0	1,409,044
令 和 元 年 度	16,310	9,863	164,599	1,834	36,385	469,300	44,998	69,960	44,423	57,573	172,767	314,618	0	1,402,636
令 和 2 年 度	13,043	7,071	157,687	1,700	34,510	321,500	46,276	75,978	32,685	38,888	177,709	419,665	1	1,326,713
令 和 3 年 度	13,886	6,399	152,977	1,993	35,829	351,320	39,886	80,891	27,839	30,427	225,954	394,775	0	1,362,182